

もくじ

介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました

- 介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました

地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。

- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは令和6年6月から）

報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から改定されました（介護予防サービスも同様です）。

- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。

対象となる福祉用具は次のとおりです。

- 固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります。



介護保険料

- ・保険料は大切な財源です……………6
- ・40歳以上65歳未満の人の保険料……7
- ・65歳以上の人の保険料……………8

サービス利用の手順

- ・サービスを利用するまでの流れ ……10
- ・要介護状態が審査、認定されます …12

要介護1～5の人〈介護サービス〉

- ・介護サービスの利用のしかた ……14
- ・介護サービス（在宅サービス） ……16
- ・介護サービス（施設サービス） ……19

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

- ・介護予防サービスの利用のしかた…20
- ・介護予防サービス……………22

地域密着型サービス

- ・住み慣れた地域で生活を続けるために…26

福祉用具貸与・購入、住宅改修

- ・生活する環境を整えるサービス ……28

地域支援事業

- ・住み慣れた地域で暮らしていくように…30
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 …32
- ・一般介護予防事業 ………………34
- ・認知症高齢者の支援 ………………36

その他の高齢者支援

- ・生きがい・社会参加の促進 ……38
- ・日常生活の支援 ………………39
- ・その他事業 ………………41

*掲載している内容については、
今後見直される場合があります。

- 町名別 松山市地域包括支援センター担当一覧表…44
- 地域の相談窓口・地域包括支援センター……………46